

北海道自転車条例（素案）についての意見募集（パブリックコメント）結果概要

1 意見の募集期間

(1) 意見の募集期間 平成29年12月18日（月）～平成30年1月12日（金）

(2) 意見の提出状況 6人（意見数 13件）

2 意見の概要等

	項目	意見の概要	意見に対する本検討会議の考え方
1	基本理念	自転車は、障がい者や高齢者の方々を含めた全ての利用者に対して、体力面はもとより心の健康の増進にも資するものであるとともに、人々の絆をより深める力があり、本条例においてもそのような視点を基本的認識の一つとすべきである。	条例素案では、「道民の健康の増進」を基本理念として掲げており、その中には心の健康の増進も含まれるものと考えます（第3条第2項）。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
2	自転車損害賠償保険の加入促進	自転車による事故については、事業者よりも個人利用者の場合の方が、損害賠償のための資力がないと考えられるため、被害者保護の観点から個人の自転車損害賠償保険等への加入を義務とすべきである。	条例素案では、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入については努力義務として規定しています（第16条第1項）。 義務規定ではありませんが、これと併せて、道は自転車利用者に対して普及啓発等を行うものとし（第12条第2項）、また、自転車小売業者についても自転車購入者に対し加入の必要性に関する啓発等に努めるものと規定しており（第16条第2項）、多面的に自転車利用者への働きかけを行うことにより、自転車損害賠償保険等への加入促進を目指すこととしています。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">D</div>
3	自転車計画の策定	条例を策定する前に5年、10年の期間の自転車計画を策定するのが優先である。 自転車の利用率や移動距離などの具体的な目標値を定めなければ、利用者から見て分かりにくいと考える。	自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条において、都道府県はその区域の実情に応じた計画の策定について努めるものと規定されており、法との重複を避けるため、条例素案においては、計画についての規定はしていません。 具体的な目標値を定めるべきとのご意見については、今後施策を進めていくに当たっての参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
4	条例の目的	条例の目的のうち「道民の健康増進」については「道民の健康増進、生活習慣病の医療費を抑制」とし、更に「交通渋滞の軽減、更なる交通事故減少」を加えるべきと考える。	条例素案第1条における健康増進の中には、生活習慣病の予防等も含まれ、条例素案は自転車の活用と安全な利用の双方の推進を目的としております。なお、交通渋滞の軽減については、総合的な交通施策の中で実現するものと考えられるため、今後の参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>

5	自動車等運転者の責務	<p>自動車等運転者の責務についてであるが、自転車の側方を通過する際に徐行する場合の速度を具体的に明記すべきである。</p> <p>また、「横断歩道（信号ある無し問わず）、交差点は交通弱者（特に歩行者、その中に子ども、高齢者、障がい者）に優先権があるので必ず停止すること」を責務として加えるべきであると考ええる。</p>	<p>条例素案では、自動車等の運転者が自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保つか又は徐行するよう努めるものと規定しています（第6条第2項）。この趣旨は、自転車の道路上の安全な通行に配慮した速度で徐行するというものであり、具体的な速度については道路状況などにより一律には決めがたいことから、条例素案では明記をしていません。</p> <p>後段のご意見については、道路交通法等の交通法規によるものであると考えられるため、条例素案では規定をしていません。</p>	D
6	自転車交通安全教育の推進	<p>第11条の道が道民に対して行う自転車交通安全教育に関する規定については、「交通安全教育を行う」ではなく、「交通安全教育の機会を用意し行う」とすべきと考える。また、第18条にある学校等における自転車交通安全教育と統一した方が分かりやすいと考える。</p>	<p>「交通安全教育を行う」と「交通安全教育の機会を用意し行う」とは同趣旨の表現であると考えます。</p> <p>また、条例素案第11条は、道の基本的施策として道が行うものであるのに対し、第18条は、学校の長及び保護者に対して自転車交通安全教育の実施を促すものであるため、別個の条文として規定しています。</p>	D
7	学校等における自転車交通安全教育の推進	<p>第18条には、学校や保護者の教育について記載されているが、地元の自転車競技連盟、自転車クラブ、自転車販売店、自転車メーカー、交通関連のNPO団体なども加えるべきであると考ええる。</p> <p>また、「スケアードストレート（スタントマンの実演による講習教育）」については、個人的には推奨すべきではないと考える。</p>	<p>条例素案では、自転車関係団体の役割として、自転車の活用等に関する機運を醸成するための活動その他自転車の活用等の推進に資する活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとしています（第9条第1項）。自転車の活用等には自転車の安全な利用も含まれるため、ご意見の趣旨については、条例素案に含まれていると考えます。</p> <p>また、後段のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
8	自転車専用道路等の整備	<p>第13条の自転車専用道路等の整備については、例示されているものだけではなく自転車専用信号、自転車専用停止帯、自転車標識の更なる充実なども加えるべきと考える。</p> <p>また、交通渋滞の緩和や事故の抑制の観点から、自動車等と分離できない場所での速度規制や違法駐停車対策などが必要であると考ええる。</p>	<p>条例素案第13条において整備に努めるものについては、限定列举ではなく、例示であるため、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、後段のご意見については、自転車活用推進法による国の施策との連携を図るなど、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
9	駐輪場対策	<p>自転車の駐輪場対策は、自転車の利用に必要かつ重要であり、条例に記載すべきと考える。</p>	<p>自転車の駐輪場対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）で定められており、ご意見については、国、道、市町村、民間事業者等の連携して取り組むべき課題として参考とさせていただきます。</p>	C

10	冬期の自転車利用 及び観光振興	<p>第5条に、自転車の冬期利用に関して、「自転車の利用を取りやめるよう努める」という表現があるが、これを「本人の装備、技量、天候などの状況において責任をもって行動するよう努める」に変更すべきと考える。</p> <p>また、観光振興の観点から、宿泊施設などにおいて部屋への自転車の持ち込みをすること、公道においてタンDEM自転車（2人乗り専用自転車）を走行することが可能となるようにして欲しい。</p>	<p>条例素案では、冬期における自転車利用について、その道路状況によっては、自転車の利用を取りやめること、又は、適正な器材を装着するよう努めるものとしており（第5条第4項）、一律に自転車の利用の取りやめを求めているものではありません。</p> <p>タンDEM自転車に関しては、自転車の乗車定員を各都道府県の公安委員会が定めることとされているため、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。また、その他のご意見についても今後の参考とさせていただきます。</p>	C
11	違法駐輪・放置自転車への対応	<p>駅周辺や市街地での違法駐輪や放置自転車への対応が必要であり、第5条の自転車利用者の責務に上記対応に関する文言を加えるとともに、所有者を明らかにする観点から自転車登録の励行について記載すべきと考える。</p>	<p>「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第12条において、自転車利用者は、自転車を放置しないよう努めるものとされ（第2項）、また、防犯登録を受けなければならないとされています（第3項）。</p> <p>また、条例素案では、自転車小売業者は、自転車購入者に対し、防犯登録の必要性等に関する説明等を行うよう努めるものとしています（第17条第1項）。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
12	タンDEM自転車	<p>タンDEM自転車活用に関する条項を設けるべきと考える。</p>	<p>タンDEM自転車に関しては、自転車の乗車定員を各都道府県の公安委員会が定めることとされているため、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
13	歩行者の安全確保	<p>歩行者の安全の確保に配慮すべきであり、歩道と自転車利用ゾーンの明確な分離や自転車利用者への定期的な講習や広報を実施して、安全意識の保持を自転車利用者証などの形にしてはどうか。</p> <p>自転車が歩道を走行する場合には、歩行者の追い越しを禁止することや2メートル以内に近づかない、歩道内では自転車は降りて押して歩く、路面の安全でない状態では利用を禁止するなどとしてはどうか。</p> <p>また、自転車損害賠償保険は義務化すべきと考える。</p>	<p>条例素案は、自転車の活用とともに安全な利用を推進することを目的とし（第1条）、自転車利用者においては、自転車関係法令を遵守するとともに、歩行者及び自動車等の通行に十分に配慮して自転車を利用することを責務として定めています（第5条第1項）。</p> <p>また、自転車の安全な利用を推進するため、道による自転車交通安全教育の推進（第11条）や普及啓発等（第12条）、学校等における交通安全教育の推進（第18条）などについて定め、また、自転車損害賠償保険等の加入については、一般利用者は努力義務、自転車貸付業者その他の事業者は義務とする（第16条）こととしています。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

区分	意見等の反映	件数
A	意見を受けて案を修正したもの	0
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	0
C	案は修正していないが、今後の検討課題・施策推進の参考とするもの	10
D	案に取り入れなかったもの	3
E	案に対する質問等	0